通贝政治倫理条例即查検討特別

(金子憲太郎委員長)

を制定するために、調査 ることが決定されました。 検討を目的として設置す 議員の「政治倫理条例」 年9月定例議会において

本特別委員会は平成29

平成30年1月30日までに 倫理条例」の制定を行う 議員を対象とする「政治 計7回の委員会を開催し ことを決定したうえで、 29年10月6日に開催し、 第1回の委員会を平成

制定すべき条例の中身に 倫理条例案」を策定しま ついて鋭意検討を行い、 南島原市議会議員政治

たします。 の骨子についてご説明い 会議員政治倫理条例案」 対象者は、南島原市議

それでは、「南島原市議

な一切の行為を慎み、そ る具体的な基準として、 議員の品位を損なうよう に関する規律の基本とな 会議員とする。 次に、議員の政治倫理

> 為の禁止、市が行う許認 持たれるおそれのある行 止するなど7項目を規定 は不利な取り計らいを禁 体等のため、有利若しく に関し、特定の企業や団 可又は請負その他の契約 の職務に関し不正疑惑を しました。

規定をしました。 と認められるときは審査 準に違反する疑いがある 査請求」の基準について の請求が出来るよう「審 そして、議員がその基

を致しました。 の審査方法について規定 こととし、その審査会で 倫理審査会」を設置する たときは、議会に「政治 また、委員会は、審査 次に、審査請求を受け

答することとしました。 書を作成し議長に提出す 行った代表者に文書で回 次第速やかに審査請求を が終了したときは、報告 議長は、報告書を受理

ますよう、

切に希望いた

します。

の早期制定にご尽力頂き

いただき、是非この条例

は、以上のことをご理解 議員各位におかれまして

最後に、対象議員の行

員を対象とした政治倫理

なお、この条例案は議

諮り、 又は、「この条例を遵守さ 為が政治倫理基準に違反 しております。 ことができることと規定 置」などの措置を講ずる せるための警告」「そのほ 議長は議会運営委員会に か議長が必要と認める措 たと認められるとき、 「議員の辞職勧告

性を持ち、地方自治の本 民に信頼される高い倫理 と責任の重要性が高まっ とが求められております。 旨に従った活動をするこ ることを基本として、市 的な市政の発展に寄与す 負託に応え、公正で民主 ており、議員は、市民の 価を問われ、議会の役割 れ、地方自治体はその真 今日、地方分権が叫ば

ではなく、

れましても、今後条例等 も必要不可欠であります 的な市政の確立のために 条例でありますが、民主 結果、全会一致で可決さ ※今議会において採決の だくよう切望いたします。 の制定に向けご検討いた 倫理及び職員倫理の確立 は、議員の政治倫理だけ よって、市当局におか 市長等の行政

れました。



議員政治倫理条例調査検討特別委員会風景

30年 会第 回定例会 南

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)	平成30年3月2日	受 理
報告第2号	専決処分の報告について (南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)	平成30年3月2日	受 理
報告第3号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)	平成30年3月2日	受 理
議案第1号	口ノ津港ターミナル新築工事請負契約の締結について	平成30年3月20日	原案可決
議案第2号	南島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会条例の制定に ついて	平成30年3月20日	原案可決
議案第3号	南島原市職員定数条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第4号	南島原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第5号	南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第6号	南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第7号	南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決